

課題に対する各会派の意見について

No. 1	第 5 条（会派）	提出者：自民党
提出者の 解決策	①議会活動を円滑に実施するための理念・政策等を共有する議員をもって構成する旨を明確にする。 ②幹事長会に出席して交渉できる会派の構成人数を条例で規定する必要がある。通常は、議席数の 10%である。	

<解決策①について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党 (提出者)	賛成	現状記載のある「政治的信条の共有」だけでは、会派内での政策決定過程における統一行動を促し円滑な議会活動をはかることが難しい。 そのため、理念、政策を共有し、議会での態度表明の統一に努める旨の記載を追記する。
公明党	賛成	趣旨は理解できるので、賛同致します。 前回の作業部会でも提案者より説明があったが、議会運営を円滑に進めるという観点からみても、表決態度は同じであるほうが好ましいと思います。 現行の議会基本条例第 5 条 2 項にもある通り、同一の政治的信条を共有し、かつ議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとあるように構成する旨を明確にしていくことは大事であると判断します。
共産党	反対	条文にすでに規定されているため。
民主クラブ	反対	議会基本条例 第 5 条の第 2 項「会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする。」の記載で十分意図は満たされている。

<解決策②について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党 (提出者)	賛成	改選期ごとに交渉会派の人数が違っては、議会としての一貫性を欠く印象を与える。 現状規定のない人数について、あるいはパーセンテージについて、規定する必要がある。 例えば議案提出権の「12 分の 1」を根拠とし、本議会で言えば 4 人以上と定めるなどの考え方ができる。
公明党	反対	地方自治法第 112 条では、「議会に議案を提出するに当たっては、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない」と規定されています。この規定により、議員定数が 46 名である板橋区議会においては、4 名以上の議員の賛成により議案を提出することができます。このことから、交渉会派の人数については、これまでどおり 4 名以上とするのが妥当であると考えます。
共産党	反対	現状通り、改選期ごとに会派の構成をふまえ決定することが望ましい。また、「通常は、議席数の 10%」の根拠は不明である。
民主クラブ	反対	交渉会派の構成人数はこれまで幹事長会や議員総会で決定しており、議会の慣行を尊重すべきであり、改めて規定する必要はない。交渉会派の人数は各区によって様々であり、10%が一般的とはいいいがたく、現状の 4 名を維持すべき。

No. 2	第 8 条（情報公開の推進）	提出者：共産党、民主クラブ
提出者の 解決策	【共産党】 前回の検証でも課題として示されているように、インターネット中継の拡充や情報公開を進めるべきである。	
	【民主クラブ】 第 8 条第 2 項の多様な広報手段として、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、予算・決算分科会のインターネット中継の実施について検討する必要がある。	

< 解決策について >

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	反対	前回、提案会派から「コロナの影響」への言及もあったが、議会の ICT 化及び情報公開検討部会において、すでにコロナの状況を踏まえ、なおかつ経費についても検討した上で答申がなされ、議会運営委員会において「現段階での実施は見送ることとする」と決定しており、その後の変化もないため、考え方も変わらない。
公明党	反対	議会の ICT 化及び情報公開検討部会にて検討した結果、ライブ中継・録画による映像中継は、費用対効果等の面から困難であり、現段階での実施は見送ることが妥当であると結論付けております。よって、当該検討部会の答申のとおり、庁舎改築が計画された際などに、導入を検討してみてもいいと思います。
共産党 (提出者)	賛成	経費がかからない方法など、改めて検討すべきである。
民主クラブ (提出者)	賛成	—

No.3	第11条（多様な意見及び要望の把握）	提出者：共産党
提出者の 解決策	①請願・陳情者による説明の機会を設けるための規定の運用について検討すべき。 ②公聴会・参考人制度の活用のための運用を検討すべき。	

<解決策①について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	反対	現状でも、説明機会の付与に関する申合せがあり、委員会の判断で実施可能となっているため。
公明党	反対	現行のままで良いと判断します。 請願者・陳情者による説明の機会付与の取り決め（運用ルール）の有無に関しても、委員会が必要と認めた場合に実施できるとあるので、現状の運用で問題はないと判断します。
共産党 (提出者)	賛成	平成26年10月3日議運決定の取り扱い（ルール）を変更し、請願・陳情提出の際に、提出者に希望を確認する。
民主クラブ	一部 賛成	現状ですでに運用ルールは定められており、委員会が必要と認めた場合には実施できることとなっている。必要と認められる際には実施していくべき。

<解決策②について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	反対	①と同様に、現状でも会議規則に手続き規定があり、委員会の判断で実施可能となっているため。
公明党	反対	現行のままで良いと判断します。 公聴会制度については、原則として「公募」の上、議会において決定するとある通り、必要であれば議会に諮り決定すれば良いと判断します。 また、参考人制度に関しても、必要があると認める時に参考人の出頭を求められるとありますので、現行のままで良いと判断します。
共産党 (提出者)	賛成	—
民主クラブ	一部 賛成	現状の運用ルールで実行可能であり、必要と認められる際には実施していくべき。

No. 4	第 12 条（議会報告会）	提出者：公明党
提出者の 解決策	今後の議会報告会について、WEB のみでの開催や、年 1 回の開催の縛りを 2 年に 1 回開催など検討が必要ではないか。また、区民の方々について、コロナ禍のような重要案件があった場合には、議会報告会を開催するなど工夫をすべきではないか。 【公明党補足】 ・毎回の議会報告会の運営スタイルを変更した方が良い。 例えば、特別委員会のテーマを区民の皆様にも情報共有しながら意見を頂き、議会報告会にて発表していく（意見交換会等の開催も視野に入れていく）。 ・議会基本条例には、毎年 1 回以上の開催とあるが、事前質問による Web 開催の実施をしていく事が、ニーズにあっている。開催スタイルとして、Web 開催した翌年は通常開催にするなど、アフターコロナを見据えた開催方法を検討していく。 ・現状では、議会報告会を実施して終了との傾向が見られるため、区民の皆様から寄せられた意見を集約し、各会派で区長への要望等に反映をすることも重要な視点である。	

< 解決策について >

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	一部 賛成	毎年 1 回以上の開催にとらわれず、報告内容を充実し、手法・回数も含め見直しの検討を行うべきである。
公明党 (提出者)	賛成	—
共産党	一部 賛成	議会報告会の開催のあり方などの見直しは必要であるが、年 1 回以上の規定を変える必要はない。
民主クラブ	一部 賛成	・現在の議会報告会を意見交換会等に変更していくことについては、議論が必要である。 ・年 1 回の開催とし、web 開催、通常開催についてはその都度、適切な開催方法を検討することで実施可能であると考えられる。 ・意見集約やアフターフォローについては「議会報告会で受けた質問への回答の改善」であれば検討すべき。区への提言や要望であれば、議論が必要である。